業債第39号(例) 2022年8月23日

国債元利金支払取扱店 御中

日本銀行業務局

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」 の一部改正に関する件

国債元利金支払取扱店と日本銀行との間で授受している書面の一部について、日本銀行業務オンライン(以下「業務オンライン」といいます。)による授受に移行すること(「「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件」(2022年8月18日付日銀業第357号))に伴い、標記規程(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、2022年9月1日から実施することとしましたので、通知します。

なお、業務オンラインによる授受への移行に伴う、当座勘定・準備預り金・担保・外国中央銀行等の預り金・国債関係事務等にかかる共通的な留意事項は次の とおりです。

1. 全般的な規程改正方針について

業務オンラインによる授受対象書面は、「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」(2022年8月4日付日銀業第329号別紙)により一元的に定める扱いとしています。このため、各事務取扱規程については、主として、現行の授受手段が明記されている場合には当該記載を削る等の、必要最小限の改正を行うこととし、授受手段を業務オンラインに改める改正は行っておりません。

ただし、現行の規定内容や業務オンラインによる授受への移行後の事務取扱等を踏まえ、該当規程において、取扱いを明確にすることが望ましいと考えられる場合には、業務オンラインにより授受することを明記する改正を行っています。

2. 業務オンラインにより授受する書面の押印等について

「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の表1に

定める書面のうち、現行押印(署名を含みます。以下同じです。)を要する書面については、業務オンラインによる授受への移行後、書面への押印を不要とします(日本銀行が特に指示する場合を除きます。)。また、業務オンラインにより提出された書面は、代表者または代表者から権限を付与された者(以下「代表者等」といいます。)から提出されたものとして取扱うため、代表者等の役職名および氏名の記載についても原則不要とします。

以上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ 03-3279-1111 (代表)

・改正内容に関するもの 田中(内線:6103)、佐藤(内線:6061)

・上記以外 髙木(内線:6059)、佐藤(内線:6061)

中山(内線:6106)

「国債元利金支払取扱店事務取扱手続(在日外国銀行等用)」中一部改正

○ 540を次のとおり改める(全面改正)。

540 位置、店舗名称および店番号変更に関する届出

国債元利金支払取扱店の店舗の位置、名称および店番号の変更がある場合には、代理店店舗位置名称等変更届を作成したうえ、変更日の一か月前を目途に日本銀行本店に日本銀行業務オンラインにより提出する。

代理店店舗位置名称等変更届の記載例

	代理店店舗位置名称等変更届							
	(日付)							
日本銀行	御中				_			
				(約定先および本部部署)		署) (金融機関コード)	
				○○銀行		<u>.</u>	0000	
①代理店等の 種類 (該当事項に ○を表示)	一般代理店	歳入代理店	払込	。店	資金払込店	日本銀行預金取扱店		集計表集中作 成 店
	国債代理店	○国債元利金支払取扱店		支持	仏取まとめ店	電子収納 受入店		電子収納 払 込 店
一般代理店名								
現在の店舗 名称および	② (店舗名称)			③ (店番号	<u>1</u> 7)			
店番号	②(店舗名称)				③ (店番号)			
変更後の店舗 名称、店番号 または位置								
	④ (位置) 〒△△△──△△△△ ○○県○○市△△△丁目△番△号							
変更年月日) 月 〇〇 日						

- ① 「代理店等の種類」欄の該当事項の全部に○を表示する。
- ② 店舗名称に通称がある場合には、店舗名称を記載した下部に通称をかっこ書きで記載する。
- ③ 店番号とは、金融機関が所属金融団体に登録した当該店舗の統一店番号をいう。
- ④ 「(位置)」欄には、郵便番号を記載するほか、住所として都道府県から住居番号まで記載する。